

その他重要事項 ～その他ご確認いただきたい事柄～ (青年アクティブライフ総合保険特約付普通傷害保険)

この「その他重要事項」は、ご加入にあたってご確認いただきたい事項や「契約概要」「注意喚起情報」についての補足的情報をまとめたものです。

I. ご加入の際にご注意いただきたい事柄について

1. 加入依頼書・告知事項について

- (1) 加入依頼書
加入依頼書は、保険会社と契約内容を取り決める大切な書類です。補償対象者ご自身がご入力のおうえ、お書きになった内容を十分お確かめいただき、ご署名・ご捺印をお願いします。
- (2) 告知事項の概要
この補償プランで告知いただく事項は、次のとおりです。
(ア) 補償対象者の年齢・生年月日
(イ) 補償対象者の性別
(ウ) 補償対象者のお仕事内容
(エ) 補償対象者の他の保険契約の有無・内容(会社名・保険種類・死亡保険金額合計・入院保険金日額合計)
(オ) 補償対象者の身体・健康の状態
(カ) 補償対象者の傷害保険金の請求・受領の有無

2. 加入者証等について

ご加入をお引受しますと、「加入内容確認書」とあわせてご契約にかかわる大切な事柄を記載した「保険約款」をお送りします。その約1か月後に「加入者証」をお送りします。いずれも補償対象者宛にお送りさせていただきます。

3. この補償プランの無効、取消しについて

- (1) 保険契約の無効
保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合、保険契約は無効となります。
- (2) 保険契約の取消し
保険契約締結に際して保険契約者または補償対象者または保険金を受取るべき者の詐欺等の行為があった場合、アメリカンホーム保険会社はこの保険契約を取り消すことができます。

II. ご加入後にご注意いただきたい事柄について

ご加入後に補償対象者の住所を変更される場合、アメリカンホーム保険会社まで直ちにご連絡ください。ご連絡いただけないと、重要なお知らせやご案内ができませんこととなります。

III. 保険金ご請求のお手続きについて

1. 保険金お支払い事由の通知について

保険金のお支払い事由(保険金のお支払い対象となる事故)が発生した場合は、その状況や程度を速やかにアメリカンホーム保険会社へご通知ください。保険金のお支払い対象となる事由発生の日(航空機または船舶の行方不明または遭難の場合、行方不明となった日または遭難した日)からその日を含めて30日以内に正当な理由が無くアメリカンホーム保険会社にご通知のない場合や、次表提出書類を提出されない場合、または提出された書類について知っている事実を記載されなかったり、事実と相違することを記載された場合、アメリカンホーム保険会社は、それによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。なお、保険制度が健全に運用され、不正な保険金等の請求を防止しつつ、保険金等の支払いが正しく確実に行われるよう、アメリカンホーム保険会社の保険事故並びに保険契約等に関する所定の情報を保険会社等と共同して利用しています。情報は、上記目的以外には用いられません。

2. 保険金ご請求のお手続きについて

保険金をご請求される時の必要書類をご案内します。
表<提出書類>

提出書類	保険金の種類	死亡 保険金	後遺障害 保険金	入院・手術 保険金	携行品損害 保険金
① 保険金請求書		○	○	○	○
② 加入者証		○	○	○	○
③ アメリカンホーム保険会社の定める傷害状況報告書		○	○	○	
④ 公の機関(やむを得ない場合は第三者)の事故証明書		○	○	○	○※1
⑤ 死亡診断書または死体検案書		○			
⑥ 後遺障害もしくはケガの程度または手術の内容を証明する医師(補償対象者以外)の診断書			○	○	
⑦ レントゲンフィルム等検査資料その他後遺障害の内容・程度を示す書類			○		
⑧ 入院日数を記載した病院または診療所の証明書類				○	
⑨ アメリカンホーム保険会社が保険金を支払うために必要な事項の確認にかかわる同意書		○	○	○	○
⑩ 死亡保険金受取人(死亡保険金受取人の指定がない場合は、補償対象者の法定相続人)の印鑑証明書		○			
⑪ 補償対象者の印鑑証明書			○	○	

提出書類	保険金の種類	死亡 保険金	後遺障害 保険金	入院・手術 保険金	携行品損害 保険金
⑫ 補償対象者の戸籍謄本		○			
⑬ 法定相続人の戸籍謄本		○			
⑭ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)		○	○	○	○
⑮ 損害を証明する書類					○
⑯ 運転資格を証明する書類※2		○	○	○	○

※1 盗難による損害の場合には、警察署の盗難届出証明書に限ります。
※2 自動車等を運転している間に生じた事故の場合に限ります。

3. 保険金請求代理人

この保険の保険金等(死亡保険金を除きます。)は、原則として、補償対象者が請求することとなります。ただし、補償対象者に保険金等を請求できない事情がある場合には、アメリカンホーム保険会社の承認を得て、以下の順位に従って補償対象者の代理人として保険金等の請求をすることができます。つきましては、ご加入後は、(1)～(4)の方に補償対象者の代理人として保険金等の請求ができる旨ご周知ください。

- (1) 補償対象者の代理人
 - (2) 補償対象者と同居または生計を共にする配偶者※
 - (3) 補償対象者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - (4) (2)以外の配偶者※または(3)以外の3親等内の親族
- ※ 法律上の配偶者に限りません。

IV. その他のご注意いただきたい事柄

「携行品損害保険金」のお支払いについて

「携行品損害保険金」について、他の保険契約または共済契約で同じ補償がある場合、お受けいただける保険金の限度額は、他の保険契約および共済契約全ての合計額となります。ただし、1回の保険金お支払い事由に対してお受けいただける保険金の額は、その事由による損害の額が上限となります。したがって、補償の対象となるご契約が複数であっても、損害の額を超えて保険金をお受けいただけません。

普通保険約款および適用特約

普通保険約款
普通傷害保険
青年アクティブライフ総合保険特約／就業外傷害倍額支払補償対象外特約(青年アクティブライフ総合保険用)／個人賠償責任補償対象外特約(青年アクティブライフ総合保険用)／レンタル用品賠償責任補償対象外特約(青年アクティブライフ総合保険用)／キャンセル費用補償対象外特約(青年アクティブライフ総合保険用)／救護者費用等補償対象外特約(青年アクティブライフ総合保険用)／借家人賠償責任補償対象外特約(青年アクティブライフ総合保険用)／死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約(青年アクティブライフ総合保険用)／訴訟の提起に関する特約／公共交通乗用具搭乘時等における増額支払特約／保険料分割払特約(一般)

●引受保険会社

アメリカンホーム保険会社

〒105-8403 東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル